

# 法律知識 No.53



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

## 自分の土地に廃棄物が捨てられていたらどうすればいいのか

先日、久しぶりに、私が所有する休耕田の様子を見に行ったところ、木くずなどが捨てられていました。見たところ、建設廃材ではないかと思えます。ごみが捨てられていた範囲は、100平方メートル程度になります。また、かなりの量があり自分では到底処分できず、専門の業者に処理を頼まないといけないと思えます。捨てた相手の手掛かりもないため、どうしたらいいでしょうか。



A

建設廃材などの廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」）が規制しています。「廃棄物処理法」において、廃棄物の処理については、廃棄物の排出事業者が責任を負うことが定められています。また、家屋の解体工事における排出事業者は、注文主から解体を依頼された解体業者となると定められています。したがって、今回放置されている建設廃材の撤去に係る請求相手は、原則として、建物を解体して廃材を生み出した解体業者ということになります。しかし、排出事業者である解体業者が判明しないということも多いと思えます。その場合は、請求相手が事実上存在しない状態となり、廃棄物はそのまま放置されることとなります。土地所有者が、この結果を受け入れられない場合、自ら費用を負担して撤去せざるを得なくなります。廃棄物の撤去後に排出事業者が判明した場合は、その排出事業者に対して、撤去費用を請求することができます。

また「廃棄物処理法」では、土地の所有者に対して、自分の土地への廃棄物の不法投棄を発見した場合、地方自治体に通報するよう努力義務を課しています。福島県でも、不法投棄を発見した場合、現場を管轄する「地方振興局」に通報するよう呼び掛けています（なお、不法投棄の現場が福島市・郡山市・いわき市の場合は、それぞれの市に通報することとしています）。場合によっては、福島県が廃棄物の撤去を実施することもあるため、不法投棄があった場合は、県などに通報しておいたほうが望ましいといえます。

不法投棄は犯罪であり、みだりに廃棄物を捨てた者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科されます。福島県は、不法投棄を発見した場合、地方自治体だけでなく、「福島県警察本部生活環境課」にも通報するよう呼び掛けています。捜査が行われることで、撤去に係る請求相手が判明する可能性もあります。不法投棄があった場合は、警察にも通報しておいたほうが望ましいといえます。

ここからは広告です。